

# 令和 8 年度日出町プロモーション映画制作業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和 8 年度日出町プロモーション映画制作業務委託

## 2 業務目的

本業務は、本町を舞台とした映画作品を制作し、映像を通じて本町の魅力を全国に発信することで地域ブランドの向上、観光誘客及び関係人口の創出を図るとともに、単なる映像制作にとどまらずタウンプロモーション施策として継続的な情報発信及び地域への波及効果を創出することを目的とする。

## 3 業務の基本方針

受託者は、次の方針に基づき業務を実施することとする。

### (1) タウンプロモーション施策としての位置付け

本業務は単なる映画制作ではなく、本町の魅力発信を目的としたタウンプロモーション施策の一環として実施すること。

### (2) 地域資源の効果的な活用

本町の自然、歴史、文化、産業、人材等の多様な地域資源を効果的に取り入れ、視聴者に対して本町の魅力が伝わる内容とすること。

### (3) 地域参加型の制作

町民及び町内事業者の参画（エキストラ出演、ロケ協力等）を積極的に促し、制作過程を通じた地域への愛着醸成につなげること。

### (4) 発信力及び波及効果の確保

映画館上映、映画祭出品、SNS・動画配信等を組み合わせた多角的な情報発信を行い、広範な波及効果が見込めるものとする。

### (5) 継続的な活用を見据えた制作

制作した映像が公開後も観光施策やプロモーションにおいて継続的に活用できる構成とすること。

### (6) 実現可能性及び持続性の確保

制作体制、スケジュール、資金計画について実現可能性の高いものとし、事業全体として持続的な展開が可能な内容とすること。

### (7) 協賛金を活用した事業推進

民間資金（協賛金）を活用した事業であることを踏まえ、適切な資金調達及び事業運営を行うこと。

## 4 契約及び仕様の確定

本仕様書はプロポーザル実施時点における基本仕様であり、契約締結にあたっては、受託者の企画提案内容を踏まえ、町と受託者が協議のうえ最終仕様を確定するものとする。

## 5 履行場所

日出町内及び受託者が必要と認める場所

## 6 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 7 事業費及び委託料

### (1) 総事業費

総事業費は、受託者の提案に基づき決定するものとする。

### (2) 委託料の上限

委託料は、総事業費の 2 分の 1 以内とし、かつ 13,000,000 円（税込）を上限とする。

### (3) 対象経費及び対象外経費

本業務における総事業費及び委託料の対象となる経費は、次に掲げる本事業に直接要する経費とする。

#### ア 対象経費の例

企画・脚本費、撮影費（人件費、機材費、ロケ対応費）、編集・MA 費、キャスティング費、広報・プロモーション費（SNS 運用、ポスター制作等）、その他本事業に直接関係する管理費等。

#### イ 対象外経費の例

本事業に直接関係のない経費（受託者の恒常的な維持運営費等）、汎用性が高く本事業以外にも使用できる物品等の購入費（機材等のリース・レンタル料は可とする）、過度な接待交際費等。

### (4) 協賛金の取扱い（基本原則）

本事業において調達した協賛金及び寄附金（以下「協賛金等」という。）はすべて受託者の収入として取り扱うものとする。受託者は、協賛金等の収入状況について、証拠書類を添えて町に報告するものとする。

### (5) 町内協賛金等の取扱い（委託料控除）

本業務は、協賛金等の外部資金を活用することを前提としており、協賛金等のうち、町内事業者及び町民から調達したもの（以下「町内協賛金等」という。）については、その金額相当分を委託料から控除するものとする。

### (6) 委託料の概算払い

受託者は、契約締結後、委託料上限額の 3 分の 2 を上限として、概算払いを請求することができる。

### (7) 契約期間中における委託料上限額の変更の取扱いについて

町内協賛金等の収入状況により、委託料上限額の減額が可能と判断される場合、又は事業内容の変更により委託料に変更が生じる場合は、必要に応じて変更契約を締結するものとする。

#### (8) 検査及び委託料の精算

受託者は、事業完了後、速やかに業務完了報告書及び総事業費全体の収支決算書を提出し、町の検査員による検査を受けるものとする。検査においては、本仕様書に定める対象経費の範囲に基づき適否を判断するものとし、1件あたり10万円以上の支出については領収書、請求書、振込明細等の証拠書類の写しを添付するものとする。ただし、10万円未満の支出に係る証拠書類についても、町が求めた場合に速やかに提示できるよう適切に保管しておくこと。検査の結果、確定した委託料の額と既支払額に差額があるときは、町はその不足分を支払い、または超過分の返還を求めるものとする。

## 8 業務内容

受託者は、本業務の目的を踏まえ、主体的に以下の業務を実施するものとする。

### (1) 映画制作業務

#### ア 企画立案

作品コンセプト、ターゲット設定、ストーリー構成等を含む企画を立案すること。

#### イ 脚本作成

町の魅力が効果的に伝わる脚本を作成すること。

#### ウ キャスティング

出演者及び制作スタッフの選定・調整を行うこと。

#### エ 撮影

ロケーションの選定及び関係者調整を含め、撮影を実施すること。

#### オ 編集及び仕上げ

編集、音響、カラー調整等を行い、完成度の高い映像作品として仕上げること。

#### カ その他

- ・上映時間は概ね70分以上とする。
- ・映画作品としての完成度とともに、本町の魅力発信に資する内容とすること。

### (2) 上映・発信に関する業務

受託者は、本作品の認知拡大及び波及効果の最大化を図るため、以下の業務を実施すること。これらの取組については、単なる企画にとどまらず、具体的な実施まで責任をもって行うこと。

#### ア 映画館上映に向けた調整

映画館での上映に向けた調整（自主上映を含む）を行うこと。

#### イ 映画祭出品

国内外の映画祭への出品を検討し、必要な手続きを行うこと。

#### ウ 情報発信の企画・実施

SNS、動画配信等を活用した効果的な情報発信を企画し、実施すること。

## エ メディア露出の企画

報道機関等と連携し、メディア露出の機会創出を図ること。

## オ プレミアム上映会の実施

受託者は履行期限までに関係者や協賛企業等を招いてプレミアム上映会を実施すること。

### (3) 地域連携に関する業務

受託者は、地域と連携した制作体制を構築し、以下の業務を実施すること。

#### ア 町民及び町内事業者の参画促進

エキストラ出演、ロケ協力等、地域の参画機会を創出すること。

#### イ 地域資源の活用

本町の観光、文化、産業、人材等の地域資源を積極的に作品に取り入れること。

#### ウ 関係者調整

ロケ地、出演協力者、関係機関等との調整を主体的に行うこと。

※町は必要に応じて調整支援を行う。

### (4) 協賛金の調達及び管理

受託者は、本事業の財源確保のため、協賛金に関する以下の業務を実施すること。

#### ア 協賛金調達計画の策定及び実施

具体的な調達方針、対象、手法等を明確にした計画を策定し、実行すること。

#### イ 協賛区分の整理

協賛金について、以下の区分を明確に整理すること。

- ・町主体で調達する協賛金（町内企業・町民等）
- ・受託者主体で調達する協賛金（主に町外企業等）

#### ウ 協賛金の管理及び報告

収支を適切に管理し、証拠書類を添えて町へ報告すること。

※町主体で調達した協賛金は委託料から控除する。

※受託者主体で調達した協賛金は委託料から控除しない。

### (5) 効果測定及び検証

受託者は、本業務の実施効果を把握し、今後のプロモーション施策に資するため、効果測定及び検証を行うものとする。効果測定にあたっては、次に掲げる指標を基本とし、具体的な指標及び目標値については、町と協議の上設定するものとする。

#### ア 映像の視聴状況（再生回数、視聴数等）

#### イ SNS 等における拡散状況（投稿数、エンゲージメント等）

#### ウ 上映状況（上映館数、上映回数、観客動員数、イベント上映実施状況等）

#### エ 観光関連指標（特設サイトアクセス数、来訪者動向等）

受託者は、これらの指標に基づき効果検証を行い、その結果を業務報告書に取りまとめ、町に報告するものとする。

## 9 業務執行体制

### (1) 業務責任者の配置

受託者は、本業務を統括する業務責任者を配置し、業務の進行管理及び町との連絡調整を一元的に行うものとする。

### (2) 実施体制の確保

受託者は、本業務を適切に遂行するため、ディレクター、撮影、編集等の専門人材を含む必要な体制を構築するものとする。

### (3) 連絡調整体制

町との協議、報告及び連絡は、原則として業務責任者を通じて行うものとする。

## 10 業務実施上の留意事項

### (1) 工程管理

受託者は、契約締結後速やかに業務全体の工程表を作成し、町の承認を得るものとする。

### (2) 打合せ及び報告

受託者は、業務の進捗状況に応じて、定期的に町と打合せを実施するとともに、必要に応じて随時報告を行うものとする。

### (3) 資料の管理

受託者は、町から貸与された資料及び本業務により取得した情報について、適切に管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。

### (4) 提案内容の変更

ア 受託者は、企画提案書において提案した監督、主要キャスト、中核となる制作スタッフ等（候補として提案した者を含む。）について、スケジュールの都合その他やむを得ない事由により人員の変更が生じる場合は、速やかに町へ報告し、事前の承認を得なければならない。この場合、変更後の人員は、提案時に示された実績や能力と同等以上の水準を満たす者でなければならない。なお、町への事前の相談なく無断で人員を変更した場合や、正当な理由なく提案時の水準から著しく低下し、本業務の目的達成に重大な支障を来すと町が判断した場合、契約の解除又は違約金の請求を行うことがある。

イ 本業務における上映、映画祭出品、情報発信及びメディア露出等の取組については、本業務の目的達成に不可欠な要素であり、受託者は本仕様書及び企画提案書に基づき、具体的かつ実効性のある形でこれを履行しなければならない。受託者が正当な理由なく当該義務の履行を怠り、又は著しく不十分な履行にとどまる場合には、発注者はこれを重大な契約不履行とみなし、契約期間満了後であっても、損害賠償又は違約金の請求等の措置を講ずることができるものとする。

## 11 成果品

受託者は、本業務の成果として、次に掲げる成果品を提出するものとする。なお、成果品の仕様、提出方法及び提出期限については、町と協議の上決定するものとする。

ア 業務完了報告書（紙媒体及び電子データ）

業務完了報告書については、本契約の履行期限までの業務実施状況（映画の完成、プロモーション実績、協賛金の調達状況等）をまとめたものとする。

イ 本編映像データ（MOV 形式及び MP4 形式）

ウ 上映用媒体（DVD その他町が指定する形式）

エ 制作素材一式（編集前素材、静止画、音声データ等）

## 12 著作権等

(1) 著作権の帰属

本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、受託者に帰属するものとする。

(2) 町の利用権

町は、町主催イベント等において成果物を無償で利用できるものとする。ただし、当該利用にあたっては、映画祭への出品時期及び配給・公開時期に支障が生じないよう、受託者の事業計画に配慮するものとする。

(3) 第三者への提供

町が成果物を第三者に提供する場合は、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

## 13 上映及び情報発信の実施義務

受託者は、本業務により制作した映画作品について、本町の魅力発信を目的とした上映及び情報発信を実施するものとする。これらの取組は、業務完了後においても継続的に実施するものとし、少なくとも公開開始後 1 年間は主体的に実施すること。また、受託者は、上映機会の確保、映画祭出品、SNS・動画配信等による情報発信について、実効性のある取組を行うものとする。

## 14 実施状況の報告

受託者は、上映及び情報発信の実施状況について、定期的に町へ報告するものとする。

報告内容には、次に掲げる事項を含むものとする。

ア 上映実績（上映館数、上映回数、観客動員数等）

イ 情報発信実績（SNS、配信、メディア露出等）

ウ 効果測定結果（視聴数、拡散状況等）

※本項に基づく上映及び情報発信の実施状況報告は、本契約の履行期限以降も継続する義務として受託者が負うものとし、提出時期は半期ごとなど、町と別途協議のうえ決定する。

## 15 秘密保持

受託者は、本業務の履行により知り得た情報を、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。なお、本契約終了後においても同様とする。

## 16 再委託

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、事前に町の承認を得るものとする。

## 17 契約の解除

### (1) 契約違反等による解除事由

町は、下記に該当する場合において、相当の期間を定めて是正を求めたにもかかわらず改善されないときは、契約を解除することができる。

ア 本契約又は仕様書に違反したとき

イ 業務の履行が困難と認められるとき

ウ 正当な理由なく業務に着手しないとき又は業務の遂行が著しく遅延したとき

エ 虚偽の報告又は不正な行為があったとき

オ 提出書類に重大な不備又は虚偽があったとき

カ 協賛金の取扱いに不正又は重大な不適切事案が認められたとき

キ 業務の品質が著しく低く、本業務の目的達成が困難と町が判断したとき

ク その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

### (2) 即時解除事由

町は、下記のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、催告を要せず直ちに契約を解除することができる。

ア 虚偽報告又は不正行為が判明したとき

イ 協賛金の不正使用又は重大な管理不備があったとき

ウ 受託者が破産、解散その他これに準ずる状態となったとき

### (3) 履行済部分の取扱い

契約を解除した場合において、既に履行された部分があるときは、町は当該履行部分について検査のうち、相当と認める額を支払うものとする。

### (4) 損害賠償

契約解除により町に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

## 18 その他

### (1) 法令遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び各種規程を遵守するものとする。

(2) 権利処理

受託者は、本業務の実施にあたり、著作権、肖像権、商標権その他第三者の権利について必要な処理を適切に行い、権利侵害が生じないよう万全の措置を講じるものとする。また、権利処理に要する費用は、原則として受託者の負担とする。

(3) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町と受託者が協議の上決定するものとする。